
郡山市

まちづくり活動保険制度のご案内



郡山市まちづくり活動保険制度とは

この制度は、市民の皆さんが安心して町内会活動やボランティア活動などの市民公益活動を行えるよう、市民公益活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故を補償するものです。

※市民公益活動とは、市民の皆さんが自発的に行う公益性のある活動です。

1 補償対象となる市民活動

市内に活動の拠点を置く市民活動団体※が行う自発的かつ計画的に行う公益性のある活動

※市民活動団体…町内会・自治会、NPO・ボランティア団体など、市民公益活動を継続して行う団体

活動の例

(1) 社会福祉活動

- 社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木の手入れ、清掃、行事手伝い等）
- 高齢者・障がい者への援護活動（高齢者への配食サービス等）
- 募金活動（共同募金等） など

(2) 保健衛生活動

- 害虫防除・駆除等の環境衛生活動
- 献血、各種検診業務の普及啓発活動
- 住民検診への協力 など

(3) 環境保全活動

- 環境美化・清掃活動（河川・公園等公共施設の清掃、草刈り等）
- リサイクル運動（資源ごみの回収等）
- 自然保護・緑化活動
- 省エネルギー運動 など

(4) 青少年健全育成活動

- 青少年非行防止活動（非行防止のための地域巡回活動等）
- 青少年保護活動（青少年を犯罪から守る運動等）
- その他の児童福祉向上のための活動（育児・託児に関するボランティア等） など

(5) 防犯活動

- 暴力追放運動
- 防犯対策の啓発活動 など

(6) 防火・防災活動

- 放火・防災訓練（通報、消火、避難、救護、給食給水等）
- 防火・防災に関する啓発広報活動
- 災害時のボランティア活動 など

(7) 交通安全活動

- 交通安全啓発活動
- 交通安全運動 など

(8) 生涯学習活動

- スポーツ・レクリエーション活動（スポーツ、野外活動等）
- 文化活動（講習会・研究会、伝統文化・地域文化の伝承活動、芸術の振興等） など

(9) 地域社会活動

- 町内会・自治会の活動
- 運動会、球技大会等のスポーツ・レクリエーション活動
- 地域施設の管理運営 など

(10) 国際交流活動

- 外国人との交流会 など

市が主催・共催する事業（市民公益活動中の事故に限ります。）

- 運営ボランティア など

※ 公職選挙投票所内において発生した事故も対象となります。

2 補償対象とならない活動

- 政治や宗教または営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動（交通費などの実費支給は無償とみなします。）
- 親睦を目的とする活動
- 職場や学校行事として行う活動
- 各種スポーツ団体・スポーツ少年団等が行うスポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動については、指導や運営に携わる方のみが対象となり、参加者は対象となりませんのでご注意ください。
- その他、契約保険会社約款等に抵触する場合

3 補償対象となる方

市民公益活動の主催者等

主催者等とは、市、市が出資した法人及びこれに準ずる団体、市民団体並びに市民公益活動の指導者、スタッフ及び市民公益活動の実践に責任を負う方のことです。

※指導者とは、市民団体において市民公益活動の計画立案及び運営の指導的地位にある方又はこれに準ずる方（市外居住者を含む。）のことです。

※スタッフとは、市民団体の構成員及び指導者の補助員等、市民公益活動の実践に伴って運営に従事する方（市外居住者を含む。）のことです。

市民公益活動の参加者

参加者とは、市民公益活動中の市民（市外居住者を含む。）のことです。

注意

- イベント・行事等の単なる観覧者や応援者は対象となりません。
- 市民公益活動の主催者等や参加者については、活動場所と自宅との通常の往復経路における傷害事故も対象となります。

4 制度の加入手続き

活動前の加入申込や登録の手続きは必要ありません。

市民公益活動の主催者等や参加者を補償対象者として市が保険会社と契約するため、保険料は全額市が負担します。

5 補償の種類及び内容

傷害事故補償

市民公益活動の主催者等や参加者が活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事由により死亡または負傷した場合に次の補償金が支払われます。

区 分	補 償 金
死 亡 補 償	200 万円 ◎事故発生の日から 180 日以内に死亡したとき
後遺障害補償	6 万円～200 万円（障害の程度に応じた額） ◎事故日から 180 日以内に後遺障害を生じたとき
入 院 補 償	日額 3,000 円に入院日数を乗じて得た金額 ◎事故日から 180 日を限度
手 術 補 償	3 万円～12 万円（入院補償金が支払われる場合、手術の種類に応じた額）
通 院 補 償	日額 2,000 円に通院日数を乗じて得た金額 ◎事故日から起算して 180 日までの間において 90 日を限度 ※医師以外に取り外しができないギプス等を常時装着した場合、その装着期間は通院したものとみなし、通院補償金が支払われる場合があります。

※「急激かつ偶然な外来の事由」とは

ア 「急激」とは突発的に発生することを意味し、傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」の過程が時間的間隔のないことを意味します。

イ 「偶然」とは、予知されない出来事をいい、傷害保険での偶然とは、「事故の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因結果とも偶然である」のいずれかであることが必要です。

ウ 「外来」とは、傷害の原因が市民公益活動主催者等及び参加者の身体の外からの作用によることをいいます。

エ この場合においては、熱中症（熱射病、日射病）、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒も含まれます。

オ 特定疾病（心筋こうそく等の急性心疾患や脳内出血等の急性脳疾患）については、それを原因として死亡した事故のみが含まれ、補償金額は、別に定める死亡弔慰金 50 万円となります。

賠償責任事故補償

市民公益活動主催者等が市民公益活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の補償金が支払われます。

区分	補償金(上限)	免責額(自己負担額)
対人賠償	1名につき 5,000万円 1事故につき 1億円	各区分ともそれぞれ 1事故につき 1,000円
対物賠償	1事故につき 1,000万円	
保管物賠償	1事故につき 300万円	

特定疾病死亡弔慰金

市民公益活動中の主催者等が急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等）、急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を起因として死亡した場合に、次の補償金が支払われます。

区分	補償金
死亡弔慰金	50万円 ◎特定疾病を原因として、死亡又は発症し、かつ病院に搬送され、そのまま退院することなく発症の日から30日以内に死亡したとき。

6 補償の対象とならない事故

傷害事故	賠償責任事故
<ul style="list-style-type: none">● 自己の故意● 戦争、暴動、労働争議その他社会的騒乱による事故● 地震、噴火、津波、洪水● 自己の脳疾患、心神喪失又は疾病（熱中症、日射病、細菌性食中毒並びに特定疾病を除く。）● 自己の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為● 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は他覚症状のない腰痛● 無資格運転又は酒酔運転● 保険契約に係る保険約款において免責とされる事故	<ul style="list-style-type: none">● 故意による事故● 戦争、暴動、労働争議その他社会的騒乱による事故● 地震、噴火、津波、洪水、高潮● 主催者等の所有、使用又は管理に係る車両又は施設外における動物による事故● 航空機又は昇降機による事故● 保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

7 事故発生後の手続き

傷害事故補償の場合

- ① 事故が発生した場合、発生の状況（時間・場所・現場写真など）や事故を証明できる人の氏名・連絡先などを記録するとともに、速やかに、郡山市市民・NPO活動推進課（電話：024-924-3471）へ御連絡ください。
- ② 連絡後、所定の**請求書兼事故証明書**（市ホームページからダウンロード可能）の「**事故内容欄**」に記入し、市民・NPO活動推進課に提出してください。
- ③ 当該事故が補償の対象となる場合、**請求書兼事故証明書（写）**をお渡しいたします。
- ④ 入院や通院が終了した日若しくは事故の日から 180 日を経過した日のいずれかの早い日で**請求書兼事故証明書（写）**の「**治療内容欄と災害補償金等支払指図欄**」に記入し、添付書類（※注1）を整え補償金請求の手続きを行ってください。
（損害賠償事故の場合は、訴訟・示談など賠償責任が確定した後に補償金請求を行うことになります。）
- ⑤ 保険会社から当事者へ補償金が支払われます。

賠償責任事故補償の場合

事故が発生した場合、発生の状況（時間・場所・現場写真など）や事故を証明できる人の氏名・連絡先などを記録するとともに、速やかに、郡山市市民・NPO活動推進課（電話：024-924-3471）へ御連絡ください。

注意

賠償責任事故補償の場合については、保険会社と打ち合わせをしながら示談に向けて相手方との交渉を進めていくこととなりますので、**保険会社へ連絡する前に損害を与えた財物等の修繕などを行わないでください。**

（※注1）請求書兼事故証明書の添付書類

傷害事故補償

- 医療機関受診時の領収書（補償金の額が 30 万円を超える場合は、保険会社指定の診断書）
※補償金の額が 30 万円以下の場合でも、事故事案の内容次第では、必要に応じて医療照会や診断書等の書類取付をお願いすることがあります。

賠償責任事故補償

- 写真（現場及び破損物の破損状況の分かるもの）
- 見積書（財物・保管物賠償の場合）及び領収書
- 示談書（保険会社指定のもの）

8 お問い合わせ

郡山市市民・NPO活動推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 西庁舎3階

電話：024-924-3471 FAX：024-931-5186

Eメール：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp